



要介護認定からサービスを利用するまでの流れ

認定結果通知をもとに利用者が自分にあったサービスを受けるためには、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要になります。要介護1～5の方は居宅介護支援事業者へ、要支援1・2の方または、非該当の方で要支援・要介護状態になるおそれのある方などは地域包括支援センターへケアプランの作成を依頼します。

●利用できるサービス

判定された要介護状態区分に基づき、サービスを利用することができます

要介護1～5

介護サービス (介護給付)

自立した生活を支援するために受ける介護サービス

要支援1・2

介護予防サービス (予防給付)

今の状態の維持・向上のために受けるサービス

非該当の方

市町が行う介護予防事業 (地域支援事業)

介護保険の対象者にはありませんが、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となる可能性が高い人を対象とする事業

●介護サービス計画（ケアプラン）を作る

介護サービス・介護予防サービスとも個人に合わせたケアプランや介護予防ケアプランをケアマネジャーや保健師等が中心となって作ります。

要介護1～5

居宅介護支援事業者

- ケアマネジャーによるアセスメント
- サービス担当者との話し合い
- ケアプランの作成

介護サービスを利用
一定期間ごとに
要介護認定を更新

要支援1・2

地域包括支援センター

- 保健師等によるアセスメント
- サービス担当者との話し合い
- 介護予防ケアプランの作成

介護予防サービスを利用
一定期間ごとに効果を評価、プランを見直す

非該当の方

- 保健師等による簡易なアセスメント
- サービス担当者との話し合い
- 簡易な介護予防ケアプランの作成

地域支援事業の
介護予防事業を利用

●介護サービスを利用する

ケアプランや介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割が利用者負担となります。

●更新

認定の有効期間は原則6ヵ月（更新認定の場合は原則12ヵ月）です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了（2ヵ月）前に介護保険事務所から更新手続きの書類を送付しますので、更新申請をしてください。

● 杵築地区広域市町村圏組合 介護保険事務所

☎0954-69-8222

（市外局番からダイヤルしてください）

武雄市 暮らし部 健康課

☎23-9135

○介護保険事務所のホームページ
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当:渡邊

介護保険料納付日のお知らせ

1月（8期）の保険料の納付日は次のとおりです。

◇納付書払いの納期限

2月2日（月）

◇口座振替の口座引落日

1月30日（金）

介護保険制度説明を開催します

1月・2月で65歳になられる方を対象に、制度説明会を開催します。皆さんのご出席をお待ちしています。

なお、対象以外の方もお気軽にご出席ください。※時間は各会場とも10時からです。

◇1月21日（水）

武雄市役所 1階会議室

◇1月22日（木）

北方支所 2階第1会議室

◇1月30日（金）

山内保健センター機能訓練室